

同時発表：国土交通本省

令和 7 年 1 月 20 日

国土交通省中部地方整備局

いのちとくらしをまもる
防災減災

きくかわ くろさわがわ
**菊川水系黒沢川流域において「特定都市河川」
の指定に向けた手続きに着手**

～法改正後、**直轄管理河川では静岡県内初**～

国土交通省では、静岡県の菊川水系黒沢川流域において、特定都市河川浸水被害対策法に基づく「特定都市河川」の指定に向けた手続きに着手しましたのでお知らせします。

- 国土交通省では、令和 3 年 11 月に全面施行された流域治水関連法の中核をなす特定都市河川浸水被害対策法に基づき、順次、特定都市河川の指定を全国の河川に拡大し、法的枠組みや新たな予算制度・税制を最大限活用した「流域治水」の取組を加速化することとしています。
- この度、一級河川菊川水系黒沢川等において、「特定都市河川」の指定に向けた手続きに着手しました。
- 今後、同法第 3 条第 8 項の規定に基づき、関係機関（黒沢川流域に係る静岡県、菊川市の長）への意見聴取を行います。

(添付資料)

別紙	「流域治水」の本格的な実践に向けた「菊川水系黒沢川」の特定都市河川への指定
参考	法的枠組みを活用した「流域治水」の本格的実践

(同時配布先)

中部地方整備局記者クラブ、静岡県政記者クラブ、掛川市記者クラブ

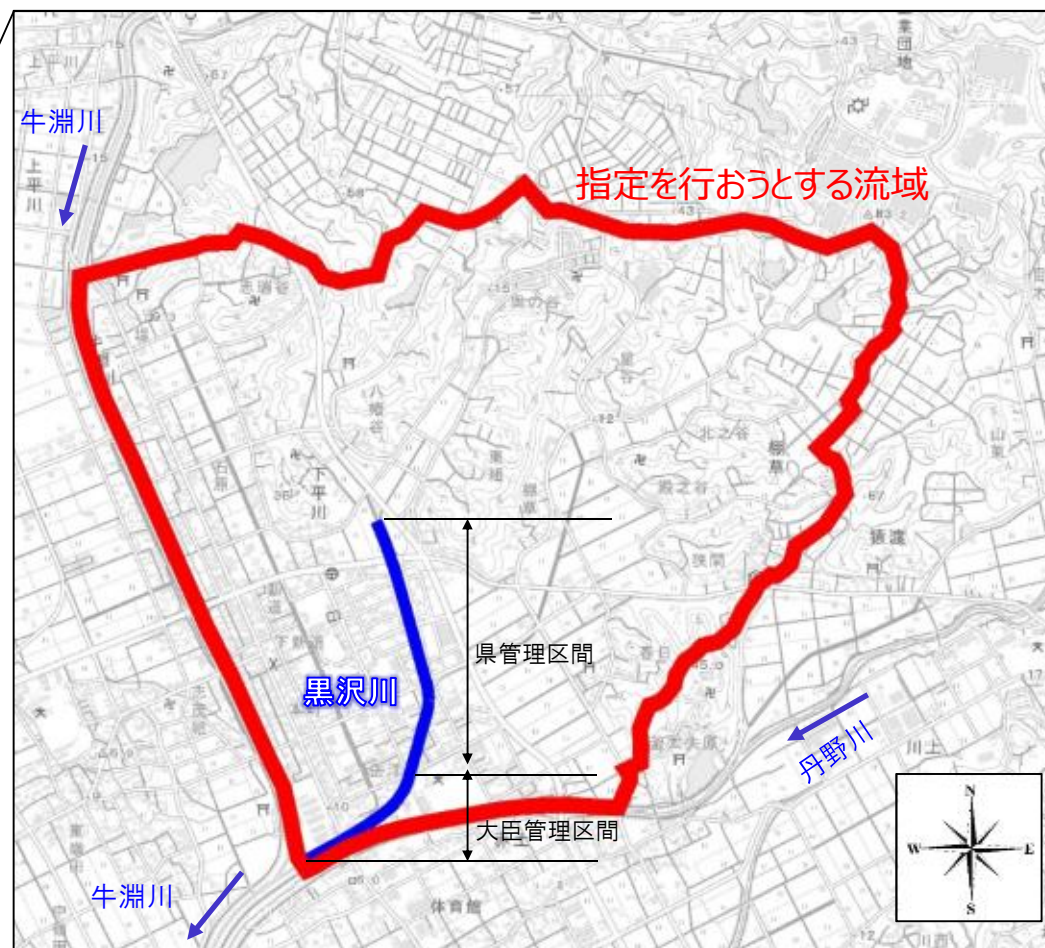
【問合せ先】

○国土交通省 中部地方整備局 河川部 河川計画課 TEL (052)-953-3148 (代表)
課長：奥山聡俊志 (おくやま さとし) (内線 3611)
課長補佐：左近 雄 (さこん ゆう) (内線 3613)

■ 菊川水系黒沢川

河川延長：1.3km（大臣管理区間0.45km、県管理区間0.85km）

流域面積：3.3km²



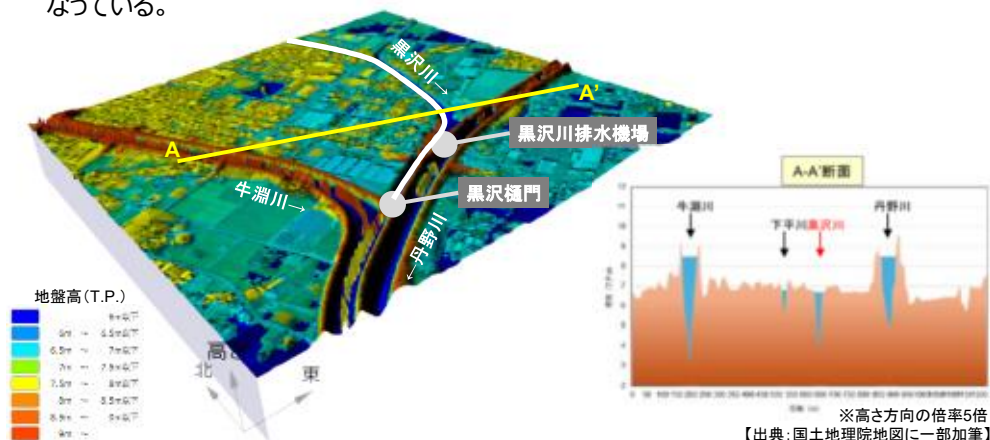
■ 指定を行おうとする河川の区間

河川名	区間	
	上流端	下流端
くろさわがわ 黒沢川	静岡県菊川市下平川字橋上 5 1 1 2 番の 1 地先	牛淵川への合流点

「流域治水」の本格的な実践に向けた「菊川水系黒沢川」の特定都市河川への指定(2/2)

黒沢川流域の特徴

- 黒沢川流域は菊川支川の牛淵川と丹野川の堤防に囲まれた地域であり、降った雨が流域内にとどまりやすい地形のため内水氾濫が発生しやすい地域であるため、過去より内水被害が頻発している。
- 令和元年度東日本台風（台風第19号）では、床上浸水22戸、床下浸水59戸を記録しており、国は令和2年より合流先の牛淵川の河道掘削を実施、市は「菊川市防災対策強靱化事業基本計画」を令和6年1月に策定し校庭貯留や雨水貯留施設の建設などの対策を進めているが、地形的な特性や今後の気候変動の影響により、水害リスクは残っており、流域のあらゆる関係者が連携した対策の推進が必要となっている。



近年の気候変動の影響による水害の激甚化・頻発化を踏まえた「流域治水」の加速化・深化

- R5.6 黒沢川の特定都市河川指定に向けて、国交省、静岡県、菊川市で調整会議を開催以後定期的に開催し、指定に向けた調整を進めてきた
- R5.8 特定都市河川指定に向けたロードマップを公表
- R6.1 菊川市が「菊川市防災対策強靱化事業基本計画」を策定
- R6.3 気候変動を踏まえた「菊川水系流域治水プロジェクト2.0」を策定し、黒沢川の特定都市河川指定を盛り込んだ

過去の浸水被害

年	流域平均雨量[mm/12hr]		確率規模 (国安基準)	浸水面積 (ha)	浸水範囲から推定した 黒沢川流域の浸水家屋数	
	黒沢川流域	国安上流域			床上浸水 (棟)	床下浸水 (棟)
S57.9	269	275	1/180	108	不明	不明
H10.9	170	224	1/29	35	不明	不明
H16.10	195	181	1/7	24	2	23
H25.4	149	167	1/5	17	1	8
H26.10	130	153	1/3	45	2	19
R1.10	293	274	1/180	21	22	59
R4.9	220	228	1/30	46	0	5



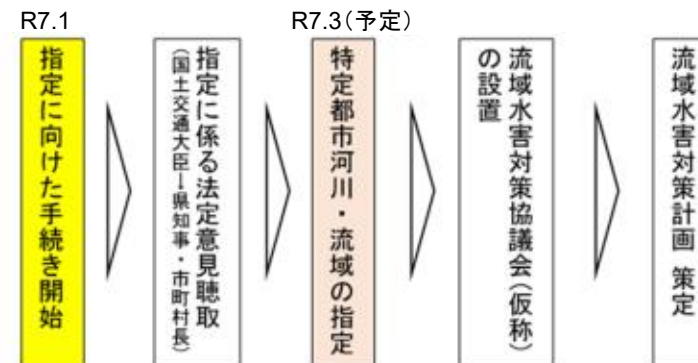
H26.10出水



R1.10出水

浸水状況

今後の予定



特定都市河川浸水被害対策法の適用

概要

- 気候変動により、本支川合流部や狭窄部などの箇所において、従来想定していなかった規模での水災害が頻発している（例）平成30年7月豪雨、令和元年東日本台風 等
- このため、今後、特定都市河川浸水被害対策法に基づく特定都市河川を全国の河川に拡大し、ハード整備の加速に加え、国・都道府県・市町村・企業等のあらゆる関係者の協働による水害リスクを踏まえたまちづくり・住まいづくりを進めるとともに、流域における貯留・浸透機能の向上を図る

特定都市河川の指定対象

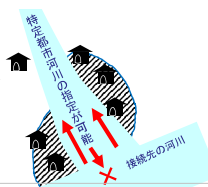
市街化の進展

市街化の進展が著しく、流域内可住地の市街化率が概ね5割以上の河川



自然的条件等

本川からのバックウォーターや接続先の河川への排水制限が想定される河川



狭窄部、景勝地の保護等のため河道整備が困難又は海面潮位等の影響により排水が困難な河川



流域治水の計画・体制の強化

特定都市河川の指定

全国の河川へ指定拡大

流域水害対策協議会の設置

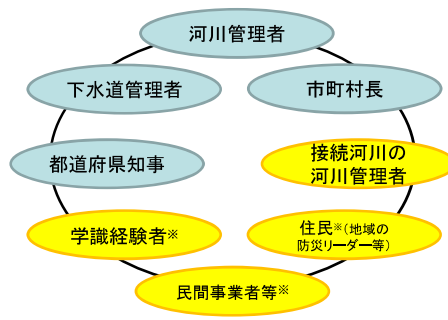
計画策定・対策等の検討

流域水害対策計画 策定

洪水・雨水出水により想定される浸水被害に対し、概ね20～30年の間に実施する取組を定める

関係者の協働により、計画に基づき「流域治水」を本格的に実践

【流域水害対策協議会の構成イメージ】



○：流域水害対策計画策定主体
※計画策定主体が必要と認める場合（任意）

（協議会設置）	国土交通大臣指定河川：設置必須 都道府県知事指定河川：設置任意
（構成員）	流域水害対策計画策定主体 接続河川の河川管理者 学識経験者その他の計画策定主体が必要と認める者
（協議事項の例）	流域水害対策計画の作成に関する協議 計画の実施に係る連絡調整
	⇒ 構成員は協議結果を尊重

流域水害対策計画に基づく流域治水の実践

河川改修・排水機場等のハード整備

流域水害対策計画に位置付けられたメニューについて、整備を加速化する

- 河道掘削、堤防整備
- 遊水地、輪中堤の整備
- 排水機場の機能増強 等

雨水貯留浸透施設の整備

流域で雨水を貯留・浸透させ、水害リスクを減らすため、公共に加え、民間による雨水貯留浸透施設の設置を促進する

- 雨水貯留浸透施設整備計画の認定
都道府県知事等が認定することで、補助金の拡充、税制優遇、公共による管理ができる制度等を創設

- 対象：民間事業者等
- 規模要件： $\geq 30\text{m}^3$ （条例で0.1～ 30m^3 の間で基準緩和が可能）

- 国有財産の活用制度
国有地の無償貸付又は譲与ができる

- 対象：地方公共団体



雨水貯留浸透施設の例



雨水浸透阻害行為の許可

田畑等の土地が開発され、雨水が地下に浸透せず河川に直接流出することにより水害リスクが高まることのないよう、一定規模以上の開発について、貯留・浸透対策を義務付ける

- 対象：公共・民間による $1,000\text{m}^2$ 以上の雨水浸透阻害行為

※条例で基準強化が可能

保全調整池の指定

100m^3 以上の防災調整池を保全調整池として指定し、機能を阻害する埋立等の行為の事前届出を義務付けることができる

- 指定権者：都道府県知事等
- 埋立等の行為の事前届出を義務化
- 届出内容に対し、必要に応じて助言・勧告

浸水被害防止区域の指定

浸水被害が頻発し、住民等の生命・身体に著しい危害が生じるおそれのある土地を指定し、開発規制や居住誘導・住まい方の工夫等の措置を講じることができる

- 指定権者：都道府県知事
- 都市計画法上の開発の原則禁止（自己用住宅除く）
- 住宅・要配慮者施設等の開発・建築行為を許可制とすることで安全性を確保

住宅・要配慮者施設等の安全性を事前許可制とする

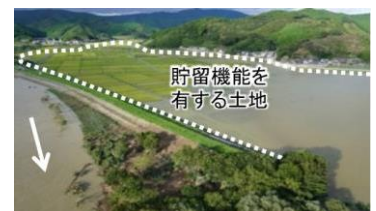


浸水被害被害防止区域における居住誘導・住まい方の工夫のイメージ

貯留機能保全区域の指定

洪水・雨水を一時的に貯留する機能を有する農地等を指定し、機能を阻害する盛土等の行為に対し、事前届出を義務付けることができる

- 指定権者：都道府県知事等
- 盛土等の行為の事前届出を義務化
- 届出内容に対し、必要に応じて助言・勧告



貯留機能を有する土地のイメージ